

基準病床について

平成 29 年 8 月 25 日
平成 29 年度 医療計画策定研修会

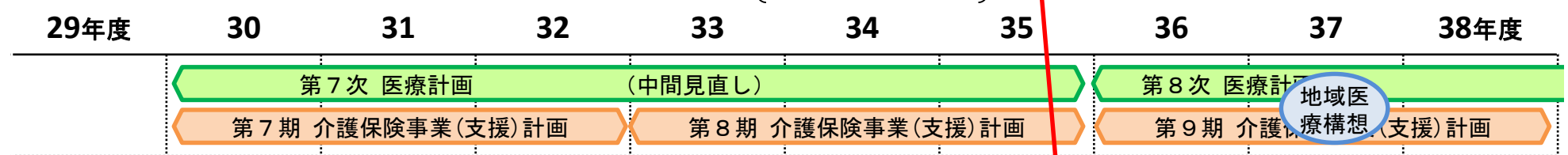
厚生労働省医政局地域医療計画課

第7次医療計画中(平成30年度～平成35年度)の、療養病床の基準病床数の算定式における、在宅医療等対応可能数と、介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量のうち、療養病床からの必要量との間には、整合性が必要と考えられる。

療養病床算定式

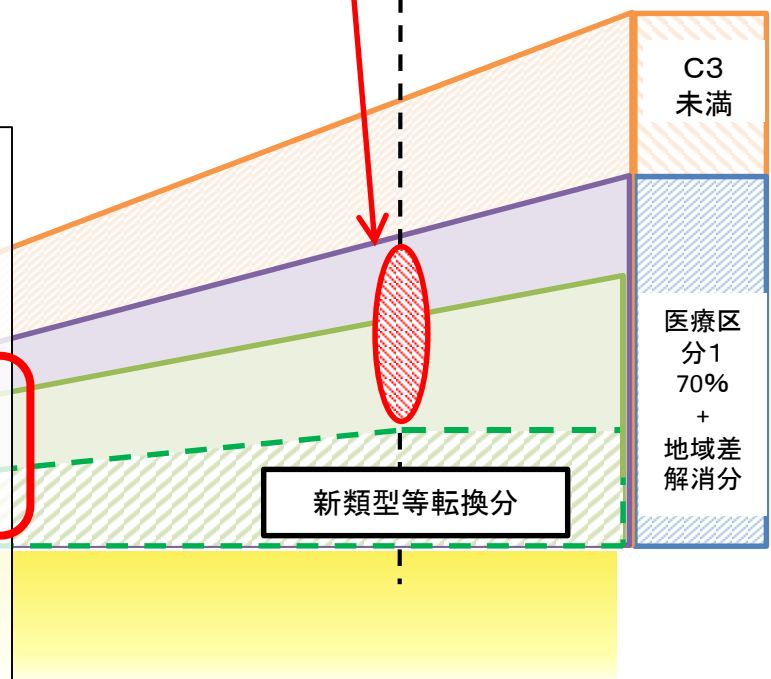
$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{在宅医療等} \\ \text{対応可能数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

病床利用率



在宅医療等対応可能数の算定方法(案)

- 新たなサービス必要量について
2025年(平成37年)の各構想区域(二次医療圏)における介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量から、療養病床の医療区分1の70%、入院受療率の地域差解消分について、第7次医療計画終了時点(平成35年度末)の数値を推計。
- 新類型等転換分について
現行の療養病床のうち、平成35年度末時点において、現在検討されている新たな施設類型等に転換される病床の量。(現在の介護療養病床等を想定)
- 在宅医療等対応可能数について
平成35年時点の新たなサービス必要量から、新類型等転換分を除いたものを「在宅医療等対応可能数」とする。

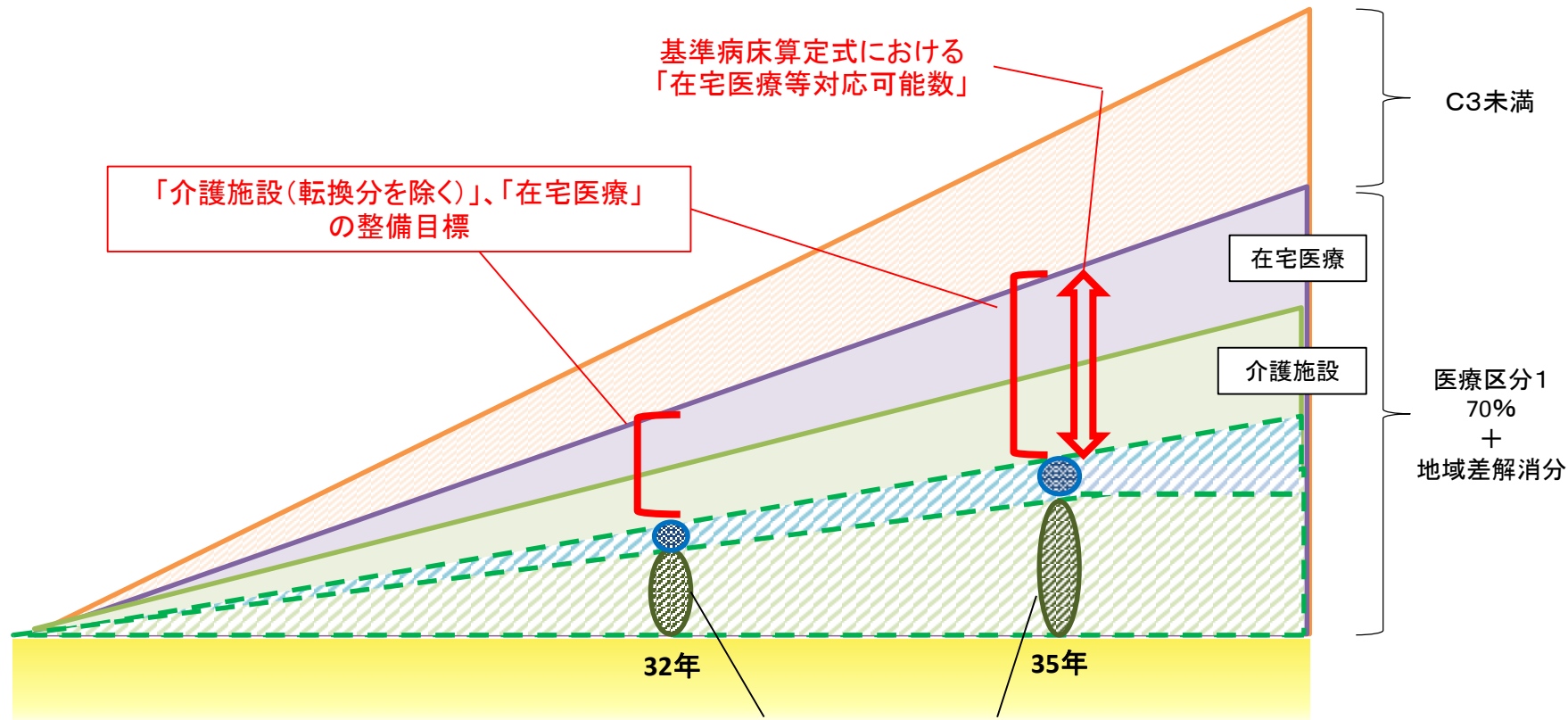




追加的な介護施設や在宅医療等
29.7 ~ 33.7万人

療養病床から介護医療院等へ転換する見込み量の把握（イメージ）

第11回医療計画の見直し
等に関する検討会 資料1
(一部改変)

- 医療療養病床については、都道府県と市町村の連携の下、平成32年度末、35年度末時点において転換する見込み数について調査を実施し、把握した数を下限として設定する。
※国は、調査すべき事項等を示す。
- 介護療養病床については、経過措置期間が平成35年度末とされていることを踏まえ、平成32年度末時点については調査により把握した数を下限とし、平成35年度末時点については全数に相当する数を、転換する見込み量として設定する。

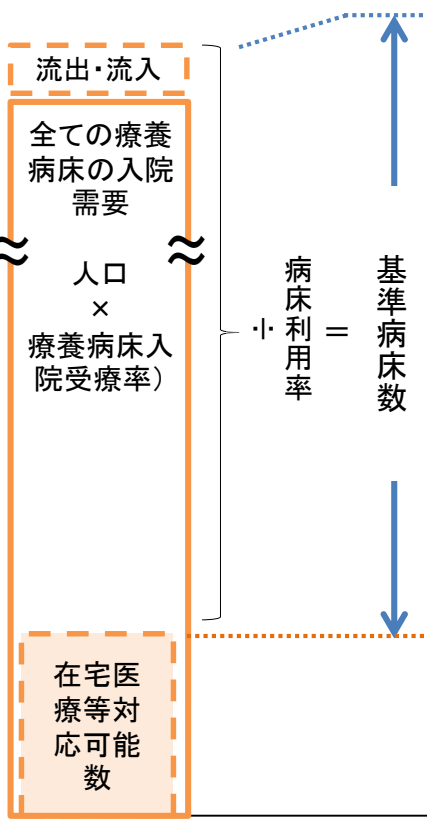


転換する見込み量の把握	平成32年度末	平成35年度末
医療療養病床から転換する量 	調査により把握した数を下限	調査により把握した数を下限
介護療養病床から転換する量 	調査により把握した数を下限	介護療養病床の全数

療養病床部分の基準病床数算定のイメージ

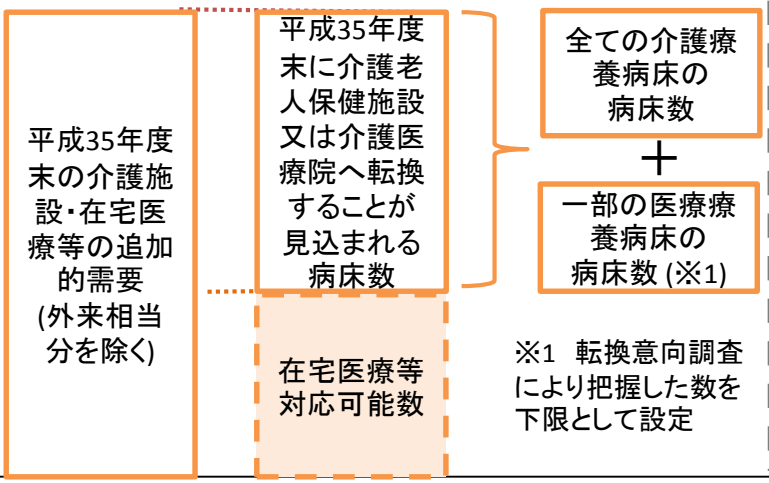
$$\frac{\left(\text{性別・年齢階級別人口} \right) \times \left(\text{性別・年齢階級別療養病床入院受療率} \right) - \left(\text{在宅医療等対応可能数} \right) + \left(\text{流入入院患者数} \right) - \left(\text{流出入院患者数} \right)}{\left(\text{病床利用率} \right)}$$

基準病床数算定の考え方

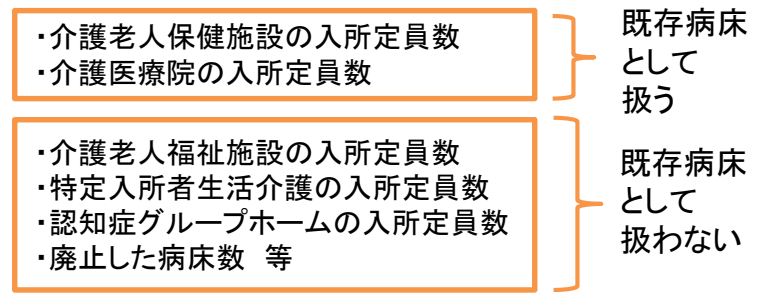


- 「在宅医療等対応可能数」に、療養病床から介護老人保健施設又は介護医療院へ転換することが見込まれる病床数(見込み)を含めないのは、既存病床数にカウントする概念との整合性を図るため。
- 既存病床数には、療養病床から転換した介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数(実績)のみがカウントされるため、見込みと実績にずれが生じていった場合には、基準病床の見直しを検討する必要がある。

「在宅医療等対応可能数」の考え方



療養病床からの転換分に対する既存病床の取扱い



※1 転換意向調査により把握した数を下限として設定

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
附則

(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置)

第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法(次条において「新医療法」という。)第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床(同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。)の病床数とみなす。